令 和 3 年 度

第2回　定 期 監 査 報 告 書

南 相 馬 市 監 査 委 員

目　　次

1　監査の種類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

2　監査の対象　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

3　監査の範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

4　監査の着眼点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

5　監査の主な実施内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

6　監査の期間・・　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

7　監査の実施場所及び実施日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

8　監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

≪指摘事項≫
なし

≪指導事項≫
なし

≪検討事項等≫
１．農政課
（１）　地域ブランド品開発・地域活性化推進事業における補助金の交付において一考を要するもの

南相馬市監査委員公表第６号

地方自治法第１９９条第４項の規定による定期監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第９項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表します。

令和３年９月１日

南相馬市監査委員　　小　澤　政　光

南相馬市監査委員　　鈴　木　昌　一

記

１　監査の種類

定期監査（７月実施分）

２　監査の対象

対象部局等	対　象　課　等
復興企画部	企画課
経　済　部	農政課、農林整備課、商工労政課

３　監査の範囲

令和２年４月から令和３年３月に実施した事務事業

４　監査の着眼点

（１）予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
（２）事業の管理又は事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか。
（３）事務の執行は法令に基づいて適正に行われているか。

５　監査の主な実施内容

（１）帳票簿冊等の審査
（２）監査資料に基づく関係職員からの説明の聴取

６　監査の期間

令和３年６月１１日～令和３年８月３１日まで

７　監査の実施場所及び実施日

実　施　日(監査委員監査)	対　象　課　等	実　施　場　所
令和３年７月１９日（月）	企　　画　　課	監査委員事務局
	農　　政　　課	小　高　区　役　所
	農　林　整　備　課	
令和３年７月２０日（火）	商　工　労　政　課	監査委員事務局

８　監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていましたが、次の事項について改善、検討の必要があると認められましたので、今後はこれらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務の執行にあたってください。

なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示しました。

≪ 指　摘　事　項 ≫

なし

≪ 指　導　事　項 ≫

なし

≪ 検　討　事　項 ≫

１．農政課

（１）地域ブランド品開発・地域活性化推進事業における補助金の交付において一考を要するもの

本補助金交付の目的は、「本市の地域資源を活用した６次産業化や地産地消を推進する」ことであり、６次産業化は「地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組」、地産地消は「市内の農林水産物の消費を拡大する取組」と定められています。

本事業の実績報告書によると、その事業内容は「専門家による、市産食材を使用したクッキング動画制作」「市内生産者紹介動画制作」「みなみそうま百貨店（WEB ページ）の立ち上げ」が主でした。これらが、補助金の交付目的である６次産業化・地産地消を推進する事業となっているのか、その成果は充分であるのか評価、検証が必要です。

また、事業に係る経費を見ると、動画制作、ウェブサイトの制作（いずれも市外の事業者）の外注費が、1,496,012 円、専門家（市外）の招へい費として 250,000 円、合計 1,746,012 円で、補助金額の 87%を占めています。それぞれの経費の内訳につい

ては、業務経費が一式として計上されているものや人件費の単価に対する算出根拠が明らかになる書類の確認ができないものがありましたので、適正な数量・単価であるか等精査をしてください。

補助金は、公益上の利益として市民と共有されることが不可欠ですので、慎重にその事業実施の目的、必要性及び効果等について十分な検証を行ってください。

※監査結果の区分については、指摘事項、指導事項、検討事項等（意見）に区分して記載しています。

○ 指摘事項…是正又は改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として文書をもって指摘したもの

○ 指導事項…是正又は改善を必要とする事項のうち、「指摘事項」に至らない事項で、文書をもって注意を行ったもの

○ 検討事項等（意見）…特別に検討等を必要とするもの